

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、午後1時10分から午後2時20分までの1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ五肢択一方式である。
- 5 マークの記入は、答案用紙に記された記入例を参照すること。
- 6 解答の記入にあたっては、次の点に注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記具はHBの黒鉛筆又は黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内をぬりつぶすこと。
 - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
 - (4) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 携帯電話の電源は切り、電卓は使用しないこと。

以上の注意事項及び係官からの指示事項が守られない場合には、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

問1 次の記述は、計量法第1条の目的に関する規定であるが、ア及びイに入る語句の組合せとして正しいもの一つ選べ。

この法律は、(ア)、(イ)、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

- | | ア | イ |
|---|-----------------|--------------|
| 1 | 適正な計量の管理を実施するため | 計量の標準を供給し |
| 2 | 適正な計量の管理を確保するため | 計量の標準を供給し |
| 3 | 適正な計量の実施を確保するため | 計量の標準を供給し |
| 4 | 計量の基準を定め | 適正な計量の確保を実施し |
| 5 | 計量の基準を定め | 適正な計量の実施を確保し |

問 2 計量法に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。
- 3 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第134条第1項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。
- 4 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第134条第1項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。
- 5 この法律において「証明」とは、有償であると無償であるかを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「取引」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

問 3 法定計量単位に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 温度の計量単位「セルシウス度」は、法定計量単位である。
- 2 真珠の質量の計量単位「もんめ」は、法定計量単位である。
- 3 音圧レベルの計量単位「ホン」は、法定計量単位である。
- 4 回転速度の計量単位「回毎分」は、法定計量単位である。
- 5 濃度の計量単位「質量百万分率」は、法定計量単位である。

問 4 法定計量単位に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 長さの計量単位「メートル」の定義は、国際メートル原器の二つの標線間の長さである。
- 2 力の計量単位「ニュートン」の定義は、1キログラムの物体に働くとき、その方向に1メートル毎秒の速度を与える力である。
- 3 圧力の計量単位「パスカル」の定義は、1平方センチメートルにつき1ニュートンの圧力である。
- 4 電気量の計量単位「クーロン」の定義は、1秒間に1アンペアの直流の電流によって運ばれる電気量である。
- 5 温度の計量単位「ケルビン」の定義は、水の三重点の熱力学温度の100分の1である。

問 5 次の記述は、計量法第 11 条の長さ等の明示に関する規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

長さ、質量又は体積の（ア）をして（イ）するのに適する商品の（イ）の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により（ウ）その商品を（イ）するよう努めなければならない。

- | | | |
|------|----|------|
| ア | イ | ウ |
| 1 計量 | 販売 | 示して |
| 2 表記 | 取引 | 計量して |
| 3 計量 | 取引 | 計量して |
| 4 表記 | 取引 | 示して |
| 5 表記 | 販売 | 計量して |

問 6 次に示す計量法第 12 条の政令で定める商品（特定商品）と、その特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量）の組合せのうち、誤っているものを一つ選べ。

- | | |
|----------|--------|
| 特定商品 | 特定物象量 |
| 1 精 米 | 質量 |
| 2 しょうゆ | 体積 |
| 3 菓子類 | 質量 |
| 4 液化石油ガス | 質量又は体積 |
| 5 食用植物油脂 | 体積 |

問 7 定期検査に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事が定期検査の実施について計量法第 21 条第 2 項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印が付されているときは、その検定証印を除去する。
- 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定定期検査機関）に、定期検査を行わせることができる。
- 4 定期検査を行った特定計量器の合格条件の一つとして、その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと、がある。
- 5 計量法第 21 条第 1 項（定期検査の実施時期）の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりには 2 年、皮革面積計には 3 年である。

問 8 指定定期検査機関に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用い、かつ、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に定期検査を実施させなければならない。
- 2 計量法第 20 条第 1 項（指定定期検査機関）の指定は、3 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 指定定期検査機関は、品質管理に関する規程を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。
- 4 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。
- 5 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

問 9 特定計量器の製造又は修理に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者は、特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人産業技術総合研究所に届け出なければならない。
- 2 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を特定市町村の長に届け出なければならない。
- 3 届出製造事業者が、その届出に係る特定計量器の修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）の事業を行おうとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 5 変成器の製造又は修理の事業を行う者は、計量法第 74 条第 2 項の合番号が付されている変成器の改造又は修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）をしたときは、その合番号を除去してはならない。

問 10 次の計量器のうち、計量法第 57 条の規定により譲渡等が制限されている特定計量器として正しいものを一つ選べ。

- 1 非自動ばかり
- 2 体積計
- 3 おもり
- 4 濃度計
- 5 アネロイド型血圧計

問11 特定計量器の検定及び装置検査に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、日本電気計器検定所に申請書を提出しなければならない。
- 2 型式の承認に係る表示が付された非自動はかりの検定は、独立行政法人産業技術総合研究所が行う。
- 3 検定に合格しなかった特定計量器に型式承認の表示が付されているときは、その型式承認の表示は除去されなければならない。
- 4 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。
- 5 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査証印が付される。

問12 次の記述は、承認製造事業者に係る基準適合義務に関する計量法第80条の規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

承認製造事業者は、(ア) 特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第71条第1項第1号の経済産業省令で定める(イ) (同条第2項の経済産業省令で定めるものを除く。)に(ウ)するようにしなければならない。

- | | | |
|---------------------|-----------|----|
| ア | イ | ウ |
| 1 その届出を行った事業の区分に属する | 製造方法に係る基準 | 合格 |
| 2 その承認に係る型式に属する | 技術上の基準 | 適合 |
| 3 あらかじめ届け出た | 検定公差 | 適合 |
| 4 その届出を行った事業の区分に属する | 検定公差 | 合格 |
| 5 その承認に係る型式に属する | 製造方法に係る基準 | 適合 |

問13 次の記述は、指定製造事業者の指定の基準に関する計量法第92条第2項の規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

経済産業大臣は、第16条第1項第2号ロの指定の申請に係る(ア)における(イ)が経済産業省令で定める(ウ)と認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- | | | |
|-----------|------------------|--------------------|
| ア | イ | ウ |
| 1 承認製造事業者 | 承認に係る型式に属する特定計量器 | 製造技術基準に適合する基準に適合する |
| 2 届出製造事業者 | 製造技術基準 | 基準に適合する |
| 3 工場又は事業場 | 品質管理の方法 | 基準に適合する |
| 4 工場又は事業場 | 製造技術基準 | 技術上の基準に適合する |
| 5 届出製造事業者 | 検査のための器具、機械又は装置 | 技術上の基準に適合する |

問14 次の記述は、基準器検査の合格条件に関する計量法第103条の規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

- 第103条 基準器検査を行った計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。
- 一 その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
 - 二 その器差が経済産業省令で定める（ア）こと。
 - 2 前項第1号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。
 - 3 第1項第2号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、その計量器について（イ）をして定めるものとする。ただし、その計量器に第144条第1項の登録事業者が交付した（イ）に係る同項の（ウ）が添付されているものは、当該（ウ）により定めることができる。

- | | | |
|-------------|--------|----------|
| ア | イ | ウ |
| 1 基準に適合する | 計量器の校正 | 証明書 |
| 2 器差検査に合格する | 器差試験 | 基準器検査成績書 |
| 3 公差を超えない | 器差試験 | 校正証明書 |
| 4 公差を超えない | 計量器の校正 | 基準器検査成績書 |
| 5 器差検査に合格する | 計量器の校正 | 基準器検査成績書 |

問15 計量証明の事業に関する次のア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか次の選択肢の中から一つ選べ。

- ア 計量証明の事業の登録を受けた者は、その登録に係る計量管理規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならぬ。
- イ 計量証明事業者がその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。
- ウ 都道府県知事は、計量証明事業者が不正の手段により計量証明の事業の登録を受けたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。
- エ 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- オ 計量証明の事業の登録の有効期間は、3年である。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問16 次の計量器のうち、計量法第116条の規定により計量証明検査を受けなければならない特定計量器として誤っているものを一つ選べ。

- 1 ベックマン温度計
- 2 巻尺
- 3 振動レベル計
- 4 騒音計
- 5 ボンベ型熱量計

問17 次の記述は、計量法第121条の2の特定計量証明事業を行おうとする者の認定に関するものであるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを選択べ。

- ・特定計量証明事業を適正に行うに必要な（ア）を有するものであること。
- ・特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な（イ）を有するものであること。
- ・特定計量証明事業を適正に行うに必要な（ウ）が定められているものであること。

ア	イ	ウ
1 管理組織	経理的基礎	検査の実施の方法
2 業務規程	技術的能力	業務の管理の方法
3 管理組織	経理的基礎	業務の管理の方法
4 管理組織	技術的能力	業務の実施の方法
5 業務規程	経理的基礎	検査の実施の方法

問18 認定特定計量証明事業者又は特定計量証明認定機関に関する次の記述のうち、誤っているものを選択べ。

- 1 特定計量証明認定機関の指定の基準の一つとして、認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること、がある。
- 2 経済産業大臣は、認定特定計量証明事業者が不正の手段により認定の更新を求めたときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 特定計量証明認定機関は、業務規程を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 認定特定計量証明事業者がその申請に係る事業の全部を譲渡したときは、その事業の全部を譲り受けた者は、その認定特定計量証明事業者の地位を承継する。
- 5 認定特定計量証明事業者は、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標準を付した証明書を交付することができる。

問19 次の記述は、計量士の登録を受けることができず、ア及びイに入る語句の組合せとして正しいものを選択べ。

この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、（ア）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（イ）を経過しない者

ア	イ
1 懲役	1年
2 懲役	1年 2年
3 過料	2年
4 罰金	2年
5 罰金	1年

問20 計量士に関する次の記述のうち、誤っているものを選択べ。

- 1 経済産業大臣は、計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- 2 計量士は、特定計量器の定期検査に代わる計量士による検査を実施したときは、その結果を経済産業大臣に通知しなければならない。
- 3 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。
- 4 計量士の登録を受けようとする者は、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に登録の申請をしなければならぬ。
- 5 一般計量士は、経済産業省令で定める実務の経験がなければ計量士の登録を受けることができない。

問21 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所は、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものについて、指定を受けたものである。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者が提出する申請書の記載事項の一つとして、使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分、がある。
- 3 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。
- 4 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、使用する特定計量器の名称、性能及び数に変更があったときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人産業技術総合研究所に届けなければならない。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。

問22 次の記述は、計量法第128条の適正計量管理事業所の指定の基準に関するものであるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

適正計量管理事業所の指定の基準として、(ア)の(イ)に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する(ア)について、経済産業省令で定めるところにより、(ウ)を定期的に行うものであること、がある。

ア	イ	ウ
1 特定計量器	種類	検査
2 基準器	精度	登録
3 基準器	種類	検査
4 特定計量器	大きさ	登録
5 基準器	精度	検定

問23 計量器の校正等の事業を行う者の登録の適合要件として、計量法第143条第2項で規定されている二つの要件の組合せとして正しいものを一つ選べ。

- ア) 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
- イ) 特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。
- ウ) 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。
- エ) 国際度量衡総会が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。
- オ) 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 1 ア) 及びイ)
- 2 イ) 及びウ)
- 3 エ) 及びオ)
- 4 ア) 及びウ)
- 5 イ) 及びエ)

問24 次の記述は、計量法第148条の立入検査に関する規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

経済産業大臣又は(ア)若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、(イ)、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に(ウ)させることができる。

- | | | |
|-------------|--------|----|
| ア | イ | ウ |
| 1 都道府県知事 | 指定検定機関 | 質問 |
| 2 都道府県知事 | 計量士 | 質問 |
| 3 日本電気計器検定所 | 指定検定機関 | 質問 |
| 4 日本電気計器検定所 | 計量士 | 報告 |
| 5 日本電気計器検定所 | 指定検定機関 | 報告 |

問25 「計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない」との計量法第124条の規定に違反した者に対する計量法第173条の規定による罰金の額として正しいものを一つ選べ。

- 1 50万円以下
- 2 40万円以下
- 3 30万円以下
- 4 20万円以下
- 5 10万円以下